

地方公共団体金融機構 第84回 代表者会議

令和8年3月18日(水) 11時00分
地方公共団体金融機構 第一特別会議室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 令和8年度事業計画(案)
- (2) 令和8年度予算(案)、令和8年度資金計画(案)及び収支に関する中期的な計画(案)
- (3) 地方公共団体金融機構定款の変更について(案)
- (4) 報告事項

3 閉会

地方公共団体金融機構 第84回代表者会議 配付資料

- 議案 1 令和8年度事業計画（案）
資料 1 令和8年度事業計画及び事業実施方針の概要
資料 2 令和8年度事業実施方針
資料 3 令和8年度政府予算案等の状況について
（地方公共団体金融機構関連事項）
資料 4 公庫債権金利変動準備金の活用時期の見直しについて
資料 5 機構特別利率にかかる特例の対応状況について
資料 6 令和8年度の地方支援業務について
資料 7 第46回経営審議委員会意見書（R7.6）に係る対応
資料 8 貸付け・資金調達に係る状況の推移
- 議案 2 令和8年度予算（案）
資料 9 勘定別予定BS／PL
- 議案 3 令和8年度資金計画（案）
- 議案 4 収支に関する中期的な計画（案）
資料 10 勘定別収支に関する中期的な計画
- 意見書
資料 11 第47回経営審議委員会意見書
- 議案 5 地方公共団体金融機構定款の変更について（案）
資料 12 地方公共団体金融機構定款変更案新旧対照条文
- 報告事項
報告 1 役員報酬の改定について

令和 8 年度 事業計画（案）

- 1 令和 8 年度における貸付金は、1,740,000 百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙 1 のとおりとする。
- 2 令和 8 年度における貸付回収金は、1,742,241 百万円を予定している。
- 3 令和 8 年度における資金調達は、非政府保証の地方金融機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）の発行 1,525,000 百万円、長期借入 75,000 百万円、政府保証債の発行 200,000 百万円、合計 1,800,000 百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙 2 のとおりとする。
- 4 令和 8 年度における債券償還金は、1,476,386 百万円、長期借入償還金は、104,500 百万円を予定している。
- 5 令和 8 年度における地方支援業務は、地方公共団体の財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題解決に向けた支援の更なる充実を図るため、地方公共団体のニーズにあわせて、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させつつ、総合的な実施を予定している。
- 6 令和 8 年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,982 百万円を予定している。

(別紙1)

令和8年度 事業別の貸付計画

(単位:億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	346
公営住宅事業	111
学校教育施設等整備事業	342
社会福祉施設整備事業	112
一般廃棄物処理事業	180
一般事業	276
地域活性化事業	75
防災対策事業	121
地方道路等整備事業	446
合併特例事業	360
緊急防災・減災事業	1,837
公共施設等適正管理推進事業	1,670
緊急自然災害防止対策事業	992
脱炭素化推進事業	311
こども・子育て支援事業	114
辺地対策事業	88
過疎対策事業	1,369
計	8,750
公営企業債	
水道事業(上水道)	2,549
水道事業(簡易水道)	104
交通事業(一般交通)	21
交通事業(都市高速鉄道)	213
病院事業	1,454
下水道事業	3,892
工業用水道事業	136
電気事業	33
ガス事業	3
介護サービス事業	59
市場事業	160
と畜場事業	5
駐車場事業	1
港湾整備事業	18
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	2
計	8,650
臨時財政対策債	0
合計	17,400

- (注)1 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 事業毎の貸付額は見込みの額であり、総務省の同意等により変わり得るものである。

1 地方金融機構債(1) 公募債

債券の種類	令和8年度
国内債	6,000億円
10年債	2,500億円
20年債	900億円
5年債	200億円
30年債	200億円
2年債	300億円
FLIP債	1,900億円
国外債	3,000億円
フレックス枠	1,555億円
計	10,555億円

- ※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。
- ※ 国内債の5年債については、令和7年度に引き続きグリーンボンドとして発行することを予定している。
- ※ 国外債については、一部の条件決定を令和8年3月中に行う可能性がある。
- ※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和8年度
地共連引受債	750億円
10年債	0億円
20年債	750億円
地共済引受債	3,945億円
10年債	2,335億円
20年債	1,610億円
計	4,695億円

- ※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和8年度
	750億円

- ※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和8年度
4年債	2,000億円

- ※ 国の令和8年度予算の成立が前提。

4 合計

合計	令和8年度
	18,000億円
政府保証債除く	16,000億円

令和8年度事業計画及び事業実施方針の概要

資料 1

貸付計画

R8年度：1兆7,400億円

(R7比：+1,400億円、8.8%増)

- 物価高での官公需における適切な価格転嫁や、上下水道の老朽化対策をはじめとする住民生活に直接関連した社会資本の整備の着実な推進。
→ R7地方債計画の改正及びR8地方債計画における機構資金の増額確保

【R6・R7年度地方債計画追加分】

R7地方債計画追加分	R6地方債計画追加分	対前年度
2,818億円	1,587億円	+1,231億円

【R7・R8年度地方債計画】

R8地方債計画	R7地方債計画	対前年度
16,750億円	16,077億円	+673億円

【R7・R8年度貸付計画】

(単位：億円)

事業等名	令和8年度 計画額(A)	令和7年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)
一般会計債	8,750	7,988	762
地方道路等整備事業	446	211	235
緊急防災・減災事業	1,837	1,489	348
公共施設等適正管理推進事業	1,670	1,575	95
緊急自然災害防止対策事業	992	985	7
過疎対策事業	1,369	1,305	64
その他	2,436	2,423	13
臨時財政対策債	-	183	皆減
公営企業債	8,650	7,829	821
水道事業(上水道)	2,549	2,214	335
病院事業	1,454	1,376	78
下水道事業	3,892	3,576	316
その他	755	663	92
合計	17,400	16,000	1,400

資金調達計画

R8年度：1兆8,000億円

(政保債除く 1兆6,000億円)

- 将来年度の資金調達額の平準化やR8の資金繰りを踏まえ、資金調達計画を策定。

- ・中長期的な資金調達額の平準化や投資家のニーズを踏まえ、新たに2年債を発行。

【R7・R8年度資金調達計画】

(単位：億円)

債券の種類	令和8年度(A)	令和7年度(B)	差引(A)-(B)
(1)公募債			
国内債	6,000	6,100	▲100
10年債	2,500	2,700	▲200
20年債	900	1,000	▲100
5年債	200	200	0
30年債	200	200	0
2年債	300	-	300
FLIP債	1,900	2,000	▲100
国外債	3,000	3,000	0
フレックス枠	1,555	1,755	▲200
(2)地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券			
	4,695	4,895	▲200
(3)長期借入			
	750	750	0
(4)政府保証債			
	2,000	2,900	▲900
合計	18,000	19,400	▲1,400
政保債除く	16,000	16,500	▲500

令和8年度事業計画及び事業実施方針の概要

地方支援業務

- 財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとする財政運営全般にわたる課題解決に向けて、「調査研究」・「人材育成・実務支援」・「情報発信」の三本柱を有機的に連携させた支援を実施する。

○ 調査研究

令和8年度は次のプロジェクトを本格始動させ、その研究成果を地方公共団体に還元することで地方財政の健全な発展に貢献する。

【新規】地方財政史プロジェクト〈戦後の地方財政制度の変遷を「地方財政史」として取りまとめ〉

【新規】研究プロジェクト「地方財政からみた社会保障政策」〈社会保障政策が地方公共団体の財政に与える影響等を研究〉

○ 人材育成・実務支援

eラーニングコンテンツの充実やAI等のICT技術を積極的に活用しながら、アドバイザー派遣や各種セミナー・研修、個別相談を実施し、地方公共団体の財政運営の質の向上を図る。

【拡充】地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業〈アドバイザーとのマッチング機能を追加〉

○ 情報発信

地方公共団体の地方支援業務の一層の活用に向け、関係機関との連携充実や首長への働きかけ等を通じて、情報提供機会の拡充を図る。

組織・体制等

- ALM(資産と負債の総合管理)を適時・適切に実施するなど金利リスクの軽減を図る。
- 業務改善・DX等の取組を推進し、業務の質の向上や地方公共団体と機構双方の事務負担の軽減等を図る。

(参考) R8年度予算の前提条件

- 金融市場環境が変動しても安定的な経営を確保し、長期・低利の資金融通という役割を果たすことができるよう、適切に前提条件を設定。

【金利】 <長期金利(10年)>

R8	R9	R10
2.1%	2.1%	2.0%

※ 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(R8.1公表)における名目長期金利を用いて金利シナリオを設定

<短期金利(1月)>

0.87%(R7.12月末) ※R7.12末時点 1M TIBORを適用

<機構債スプレッド>

17bp(過去6ヶ月最大) ※国債対比のスプレッド

【為替】

1ドル=156円 ※R7.12末時点:1ドル=156円

【その他】 <公営競技納付金>

217億円(過去3年平均)

<国庫納付>

2,000億円

(参考) R7年度予算の前提条件

【金利】

<長期金利(10年)>

R7	R8	R9
1.3%	1.3%	1.3%

<短期金利(1月)>

0.59%(R7.1月末)

<機構債スプレッド>

14bp(過去1年最大)

【為替】 1ドル=150円

【その他】

<公営競技納付金>

208億円(実績:228億円)

<国庫納付>

2,000億円(実績:0億円)

令和 8 年度 事業実施方針

- I 令和 8 年度の貸付けについて
- II 令和 8 年度の資金調達について
- III 令和 8 年度の地方支援業務について
- IV 令和 8 年度のリスク管理及び内部統制について
- V 令和 8 年度の組織・体制について

地方公共団体金融機構

令和8年度 事業実施方針

令和8年度地方債計画及び国補正予算に伴い改正された令和7年度地方債計画では、物価高の中で適切な価格転嫁を進めるとともに、上下水道の老朽化対策をはじめとする社会資本整備を着実に推進する等の観点から、地方公共団体金融機構資金が増額確保された。

これらの地方債計画を踏まえ、地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)は、住民生活に密着した事業に対して長期・低利の資金を安定的に供給するとともに、地方公共団体への貸付けを通じ、その資金需要に的確に対応する。

このために必要な資金については、国内外の金融市場から多様な手段を活用して安定的な調達を行う。

機構を取り巻く環境は、関税政策や地政学的な緊張を背景に経済情勢が大きく動いており、各国中央銀行の金融政策の転換に注意が必要な状況となっている。また、国内においても、日銀の追加利上げが今後想定されていることなど金利や為替の先行きは不透明となっている。このような状況下でも、弾力的・機動的な資金調達により、強固な財務基盤の下で安定的な経営を確保し、地方公共団体に対して長期・低利な資金を安定的に供給する。

併せて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとする地方公共団体の財政運営全般にわたる課題解決に向けて、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」を三本柱として地方支援業務を実施する。

また、持続可能な地域社会の実現を目指すとの考え方の下、引き続きグリーンボンドの発行や地方公共団体への融資を通じたサステナブルなまちづくりへの支援などに取り組む。

これらの取組を通じ、全ての地方公共団体の出資による地方共同の資金調達機関として求められる使命を十分に果たし、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指す。

I 令和8年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、地方単独事業のうち政策的に対応する必要がある大きい事業（緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業、脱炭素化推進事業、こども・子育て支援事業等）や地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野（辺地対策事業及び過疎対策事業等）、さらには住民生活に密接に関連した公営企業や、東日本大震災等大規模災害に関連する事業を支援する。

2. 令和8年度貸付計画の概要

改正後の令和7年度地方債計画及び令和8年度地方債計画における機構資金の計上額を基礎として過去の執行実績等を勘案し、1兆7,400億円を計上する（令和7年度貸付計画額1兆6,000億円から1,400億円、8.8%の増。詳細は表1のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、物価高の中での官公需における適切な価格転嫁を推進するため、改正後の令和7年度地方債計画及び令和8年度地方債計画において機構資金が増額確保された趣旨を踏まえ、一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業、脱炭素化推進事業及びこども・子育て支援事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等、公営住宅事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、辺地対策事業及び過疎対策事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

(2) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

インフラ老朽化や建築事業費の上昇に対応するため、改正後の令和7年度地方債計画及び令和8年度地方債計画において上下水道事業の機構資金が増額確保されたこと等を踏まえ、住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(3) その他同意等の見込まれる事業等への対応

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率（基準利率及び機構特別利率）、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を貸付規程等において適切に設定する。

4. 機構資金の活用環境の整備

借入条件の検討をサポートするセルフチェックシートや償還年次表シミュレーション機能の活用促進、借入手続の効率化に資する電子化の推進等、引き続き機構資金を活用しやすい環境の整備を図るとともに、相談・助言を実施する。

5. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

令和8年度事業別貸付計画

(表1)

(単位: 億円、%)

区分		令和8年度	令和7年度	差引	増減率
事業等名		計画額 (A)	計画額 (B)	(A) - (B) = (C)	(C) / (B) × 100
一般会計債	公共事業等	346	365	▲ 19	▲ 5.2
	公営住宅事業	111	110	1	0.9
	学校教育施設等整備事業	342	301	41	13.6
	社会福祉施設整備事業	112	127	▲ 15	▲ 11.8
	一般廃棄物処理事業	180	278	▲ 98	▲ 35.3
	一般事業	276	80	196	245.0
	地域活性化事業	75	94	▲ 19	▲ 20.2
	防災対策事業	121	119	2	1.7
	地方道路等整備事業	446	211	235	111.4
	合併特例事業	360	533	▲ 173	▲ 32.5
	緊急防災・減災事業	1,837	1,489	348	23.4
	公共施設等適正管理推進事業	1,670	1,575	95	6.0
	緊急自然災害防止対策事業	992	985	7	0.7
	脱炭素化推進事業	311	305	6	2.0
	こども・子育て支援事業	114	48	66	137.5
	辺地対策事業	88	63	25	39.7
	過疎対策事業	1,369	1,305	64	4.9
計	8,750	7,988	762	9.5	
臨時財政対策債		-	183	▲ 183	皆減
(一般会計債等分計)		8,750	8,171	579	7.1
公営企業債	水道事業(上水道)	2,549	2,214	335	15.1
	水道事業(簡易水道)	104	85	19	22.4
	交通事業(一般交通)	21	18	3	16.7
	交通事業(都市高速鉄道)	213	220	▲ 7	▲ 3.2
	病院事業	1,454	1,376	78	5.7
	下水道事業	3,892	3,576	316	8.8
	工業用水道事業	136	130	6	4.6
	電気事業	33	46	▲ 13	▲ 28.3
	ガス事業	3	6	▲ 3	▲ 50.0
	介護サービス事業	59	28	31	110.7
	市場事業	160	98	62	63.3
	と畜場事業	5	3	2	66.7
	駐車場事業	1	1	0	0.0
	小計	8,630	7,801	829	10.6
	港湾整備事業	18	20	▲ 2	▲ 10.0
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	2	8	▲ 6	▲ 75.0	
小計	20	28	▲ 8	▲ 28.6	
計	8,650	7,829	821	10.5	
計	17,400	16,000	1,400	8.8	

- 注1) 事業等名は、令和8年度地方債計画に基づき区分した。
 注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
 注3) 事業毎の貸付額は見込みの額であり、総務省の同意等により変わり得るものである。
 注4) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計4億円を計上した。
 注5) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
 ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
 注6) 各項目の金額は各単位未満を四捨五入しているため、内訳の計は合計と一致しない場合がある。

Ⅱ 令和8年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方共同の資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、積極的な情報開示と説明責任を的確に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの信認を確固たるものとする。

足許、国内外ともに市場環境の先行きが見通しにくい状況となっていることを踏まえ、資金調達を行うに当たっては、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、引き続き弾力的・機動的に対応する。

(1) 多様な資金調達手段の活用

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期から超長期にわたる多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、5年債、10年債、20年債及び30年債をはじめ、機構の中長期的な資金調達額の平準化や投資家の運用年限短期化のニーズを捉え新たに2年債を発行するとともに、引き続き FLIP (Flexible Issuance Program) 債による投資家ニーズに応じた柔軟な調達を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。また、国内グリーンボンドを着実に発行し、投資家層の拡大に努める。

国外債については、ベンチマーク債（グリーンボンドを含む。）の定例的な発行に努める。

また、長期借入についても引き続き活用する。

加えて、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増

額など、引き続き、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努めるため、フレックス枠を設定する。

なお、今後の ESG 債発行の在り方について、ESG 投資の動向に留意しながら不断に検討する。

③ 多様な市場における債券発行

機構ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、昨今の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

また、機構が、貸付けを通じて支援している地方公共団体の SDGs に関連する施策について、適切に情報発信し、その取組を促進する。

② 積極的な IR の実施

投資家説明会や国内外の個別投資家訪問等の IR を戦略的かつ積極的に実施することによって、投資家動向の的確な把握に努める。また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの信認を確固たるものとすることで、安定的な資金調達の実現に努める。

加えて、投資家のニーズに応じて Web 会議システム等を活用した IR にも引き続き取り組んでいく。

③ 資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の 8 月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、国内定例債については、各四半期が始まる 1 ヶ月前までに、その各月の発行年限、発行予定額及び主幹事会社を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しつつ、また、地方公共団体との連携強化等にも取り組み、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固

なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 令和8年度資金調達計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、令和8年度においては、表2のとおり公募債を1兆555億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を4,695億円発行するほか、長期借入を750億円行い、合計で1兆6,000億円を調達する予定である。

(2) 政府保証債については、表2のとおり2,000億円を発行する予定である。

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	令和8年度	令和7年度
国内債	6,000億円	6,100億円
10年債	2,500億円	2,700億円
20年債	900億円	1,000億円
5年債	200億円	200億円
30年債	200億円	200億円
2年債	300億円	-
FLIP債	1,900億円	2,000億円
国外債	3,000億円	3,000億円
フレックス枠	1,555億円	1,755億円
計	10,555億円	10,855億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ 国内債の5年債については、グリーンボンドとして発行することを予定している。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和8年度	令和7年度
地共連引受債	750億円	1,500億円
10年債	0億円	750億円
20年債	750億円	750億円
地共済引受債	3,945億円	3,395億円
10年債	2,335億円	1,775億円
20年債	1,610億円	1,620億円
計	4,695億円	4,895億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和8年度	令和7年度
	750億円	750億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和8年度	令和7年度
4年債	2,000億円	2,900億円
計	2,000億円	2,900億円

※ 令和7年度については、当初計画額を記載。

4 合計

合計	令和8年度	令和7年度
	18,000億円	19,400億円
政府保証債除く	16,000億円	16,500億円

Ⅲ 令和8年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの変化や金利など先行き不透明な状況等に対応し、また、そのような変化を見据えながら、地方公共団体の財政の健全性の確保・向上に向け、総合的な地方支援業務の実施に取り組むこととする。

その際、地方公共団体の財政の健全性の確保、向上に向けて取り組むことが、機構の信用力の維持、経営基盤の充実につながるという観点も踏まえつつ、大局的、中長期的観点から地方支援業務を展開する。

また、様々な財政課題について、質の高い調査研究を実施し、そこで得られた知見や先進事例等の成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていく。

2. 令和8年度地方支援業務の概要

(1) 調査研究

地方公共団体の財政運営、地域金融、諸外国の地方財政制度、地方公共団体の先進事例、財政分析等に関する総合的な調査研究を実施し、その成果を情報発信することで実務支援・人材育成等につなげ、地方公共団体へ還元する。

さらに、令和8年度は、地方財政の変遷をとりまとめる「地方財政史プロジェクト」や社会保障政策が地方財政に与える影響を研究するプロジェクト「地方財政からみた社会保障政策」等の調査研究を本格始動させ、また、地方財政研究者への支援を充実し、地方財政の健全な発展に貢献する。

① 地方財政史プロジェクト

機構が依って立つ地方財政制度の健全な発展に資するため、「地方財政史編集委員会」を設置し、戦後の地方財政制度の変遷についての「地方財政史」を取りまとめる。

② 研究プロジェクト「地方財政からみた社会保障政策」

高齢化社会の進展に伴い、社会保障政策が地方公共団体の財政に与える影響や地方から見た望ましい社会保障政策の姿を研究する。これにより、社会保障を支える地方財政の基礎となる知見を地方公共団体に提供する。

(2) 人材育成・実務支援

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、団体の状況や要請に応じて、地方公共団体・公営企業にアドバイザーを派遣する事業に取り組むほか、地方公共団体にとって関心の高い地方財政等に係るテーマを題材としたセミナーや、地方公共団体の職員が各団体において、財政の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するための研修等を実施する。

また、遠隔地や小規模な団体も含めた多様な実情を踏まえ、eラーニングコンテンツの充実やAIを活用した地方公共団体の相談への対応などICT技術を積極的に活用する。

さらに、自治体ファイナンス・アドバイザー等による、資金調達・資金運用等に対する個別団体へのアドバイスを地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で実施する。

① 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

総務省と共同して、個別団体の状況や要請に応じ、地方公共団体・公営企業にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について、本事業を初めて活用する団体等の利便性を向上するため、新たにニーズに応じたアドバイザーが選べるようにマッチング機能を備える。

② 関係機関との共催事業

これまで公益財団法人全国市町村研修財団（市町村職員中央研修所（JAMP）・全国市町村国際文化研修所（JIAM））等と実施してきた財政運営、資金調達・資金運用等に係る共催研修について、資産評価システム研究センターが実施する研修会を新たに加え、機構が提供する人材育成の機会や内容を更に充実させる。

(3) 情報発信

地方公共団体の地方支援業務の一層の活用に向け、JAMP・JIAM及び一般財団法人地方自治研究機構（RILG）に加え、新たに関係機関と開始する共催事業を通じ、市町村職員のみならず、各団体の意思決定を担う首長や地方議会議員に対し、活用できる地方支援業務の内容について直接的なアピールに努めるなど、情報提供機会の拡充を図る。

また、先進事例検索システムの掲載事例の充実等を行うほか、金融知識、経済・金融データ等地方公共団体にとって参考となる情報をホームページで

積極的に発信するなど、機構ホームページにおける情報のプラットフォーム機能の充実を図る。

IV 令和8年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認の維持・強化を図るため、国内外において金利や為替など先行きの不透明な状態が続き様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行う。

また、近年頻発化・激甚化する自然災害等に備え、緊急時にも業務継続が可能な体制を整備する。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、フロー・ストック両面からのデュレーションギャップを活用した管理指標やマチュリティラダー、将来年度の資金調達額の平準化の状況等に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

- ④ 新 ALM システムを活用し、市場環境の急変の際、迅速に管理指標の計算やシミュレーションを実施しリスク管理の経営判断に反映させるだけでなく、管理指標の見直しや追加も検討し、機構のリスク管理の精度向上に努める。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、毎月、資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、流動性補完資産確保方針に基づき、金融危機時においても、機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、少なくとも翌1ヶ月分の所要額について換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 情報セキュリティ対策

昨今のサイバー攻撃の増加並びに巧妙化、高度化に鑑み、情報セキュリティに関する情報の収集及び対策、並びに役職員に対しての周知啓発を継続する。

(5) 災害対策等

東日本大震災をはじめとする深刻な自然災害等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

また、テレワークやweb会議の活用等、必要な対策を実施し、緊急時においても業務継続可能な体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に整備し、運用する。

また、事業年度の末日を基準日として内部統制についての評価を記載した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

V 令和8年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 令和8年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務を的確に遂行するため、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図るとともに、円滑に派遣いただけるような取組を強化することによって、地方公共団体との間に強固な関係を構築する。また、働き方改革等も踏まえ、所要の職員数を確保するため、新卒・中途採用により優秀な人材を獲得する。

さらに、職員が持つ能力を最大限発揮できるようにするため、適材適所での配置を行うとともに、機構職員の育成方針に基づき、計画的に研修を実施するなど人材育成を図る。

なお、機構に対する理解の促進や円滑な業務運営への協力を得ることを目的とし、引き続き地方公共団体に対する広報、説明及び意見交換の充実を図る。

3. 業務改善・DXの取組等の推進

社会経済情勢の変化等に適切に対応していくため、業務改善・DXの取組を行い、地方公共団体と機構にとって効率的な業務を目指し、見直しを行う。

こうした視点の下、生成AIをはじめとするICTツール等を活用することや、民間活力を活用した方が効果的・効率的な業務を外部へ委託することなどにより、業務の質の向上や事務負担の軽減等を図る。

また、基本的な方針であるサステナビリティポリシーの下、サステナビリティ委員会の審議を通じて、取組を組織全体として推進する。

令和 8 年度政府予算案等の状況について (地方公共団体金融機構関連事項)

1. 令和 8 年度地方債計画における機構資金の計上額

通常収支分	<u>1兆6,746億円</u>	(対前年度 +673億円、+4.2%)
（うち臨時財政対策債	<u>0億円</u>	(対前年度 0億円、0%))
東日本大震災分	<u>4億円</u>	(対前年度 0億円、0%)
合計	<u>1兆6,750億円</u>	(対前年度 +673億円、+4.2%)

(地方債計画全体)

通常収支分	<u>9兆4,738億円</u>	(対前年度 +3,835億円、+4.2%)
（うち臨時財政対策債	<u>0億円</u>	(対前年度 0億円、0%))
東日本大震災分	<u>16億円</u>	(対前年度 1億円、+6.7%)
合計	<u>9兆4,754億円</u>	(対前年度 +3,836億円、+4.2%)

(参考 1) 令和 8 年度地方債計画資金区分 (総務省資料)

2. 令和 8 年度政府保証債の発行限度額

地方公共団体金融機構法 (以下「機構法」という。) 附則第 16 条の規定に基づく
令和 8 年度政府保証債発行限度額
2,000 億円 (対前年度 ▲900 億円、▲31.0%) ※ 4 年債 2,000 億円

3. 公庫債権金利変動準備金の一部の国への帰属

機構法附則第 14 条の規定に基づく国庫帰属

- ・ 地方交付税の総額確保のため、令和 8 年度は 2,000 億円を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ。

(参考 2) 公庫債権金利変動準備金の国への帰属に対する意見

(参考 3) 公庫債権金利変動準備金の国への帰属について

令和8年度地方債計画資金区分
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位:億円)

項 目	合 計	公 的 資 金			民間等 資金※
		計	財 政 融 資	地方公共 団体 金融機構	
一 一 般 会 計 債					
1 公 共 事 業 等	15,765	4,215	3,910	305	11,550
3 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,091	298	275	23	793
4 災 害 復 旧 事 業	1,128	1,128	1,128	0	0
5 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	6,726	3,917	3,364	553	2,809
(1) 学 校 教 育 施 設 等	3,143	1,880	1,634	246	1,263
(2) 社 会 福 祉 施 設	365	161	72	89	204
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	1,989	1,537	1,319	218	452
(4) 一 般 補 助 施 設 等	692	339	339	0	353
(うち農業構造転換集中対策分)	153	77	77	0	76
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	537	0	0	0	537
6 一 般 単 独 事 業	28,127	6,923	726	6,197	21,204
(1) 一 般	3,045	103	0	103	2,942
(2) 地 域 活 性 化	690	85	0	85	605
(3) 防 災 対 策	871	262	126	136	609
(4) 地 方 道 路 等	3,921	392	0	392	3,529
(5) 旧 合 併 特 例	1,400	186	0	186	1,214
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	2,000	0	2,000	3,000
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,500	1,828	100	1,728	2,672
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	4,000	1,707	500	1,207	2,293
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	1,100	0	0	0	1,100
(10) 脱 炭 素 化 推 進	900	180	0	180	720
(11) こ ど も ・ 子 育 て 支 援	450	180	0	180	270
(12) デ ジ タ ル 活 用 推 進	1,350	0	0	0	1,350
(13) 高 等 学 校 教 育 改 革 等 推 進	900	0	0	0	900
7 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	6,700	6,695	5,096	1,599	5
(1) 辺 地 対 策	600	600	531	69	0
(2) 過 疎 対 策	6,100	6,095	4,565	1,530	5
8 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	0	0	0	345
9 行 政 改 革 推 進	700	0	0	0	700
10 調 整	100	0	0	0	100
計	60,682	23,176	14,499	8,677	37,506
二 公 営 企 業 債					
1 水 道 事 業	7,916	5,619	3,319	2,300	2,297
2 工 業 用 水 道 事 業	398	77	0	77	321
3 交 通 事 業	1,652	307	81	226	1,345
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	173	33	0	33	140
5 港 湾 整 備 事 業	634	201	180	21	433
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	6,378	2,708	1,020	1,688	3,670
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	456	29	0	29	427
8 地 域 開 発 事 業	991	0	0	0	991
9 下 水 道 事 業	15,374	8,154	4,459	3,695	7,220
10 観 光 そ の 他 事 業	100	4	0	4	96
計	34,072	17,132	9,059	8,073	16,940
合 計	94,754	40,308	23,558	16,750	54,446
三 臨 時 財 政 対 策 債	0	0	0	0	0
四 退 職 手 当 債	0	0	0	0	0
総 計	94,754	40,308	23,558	16,750	54,446

※民間等資金の内訳について、市場公募の総額は34,000億円、銀行等引受の総額は20,446億円

令和 7 年 12 月 23 日

総務大臣 林 芳正 殿

地方公共団体金融機構

理事長 内藤 尚志

公庫債権金利変動準備金の国への帰属に対する意見

令和 8 年度における公庫債権金利変動準備金の国への帰属については、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な財務基盤を確保しつつ、地方交付税の総額確保として地方公共団体のために活用するために、2,000 億円行われるものと認識しており、本機構としては異議はありません。

今後の公庫債権金利変動準備金の取扱いに当たっても、同条の規定に基づき、財務基盤の確保、政府保証債による資金手当により、本機構に対する市場の信認と公庫債権管理業務の将来にわたる円滑な運営にいささかも支障が生じることがないように万全を期すとともに、その時期及び内容については計画的かつ合理的なものとするようお願いします。また、本機構の財産が地方公共団体の寄与により形成された経緯を踏まえ、地方公共団体のために活用されるようお願いします。

公庫債権金利変動準備金の国への帰属について

- 平成20年度以降、令和6年度までに総額2.9兆円の公庫債権金利変動準備金を国庫に帰属させ、交付税財源等に活用。
- 地方公共団体金融機構法附則第14条の規定に基づき、地方交付税の総額確保のため、令和8年度は2,000億円を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ。

【国庫帰属のこれまでの沿革】

年度	納付額	活用先
H20	3,000億円	地域活性化・生活対策臨時交付金
H24～ H25	総額1兆円 H24 3,500億円 H25 6,500億円	地方交付税
H27～ H29	総額6,000億円 H27 3,000億円 H28 2,000億円 H29 1,000億円	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費)
H29～ R1	総額8,000億円 H29 3,000億円 H30 4,000億円 R1 1,000億円	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費 を中心)
H30	0.6億円	上下水道コンセッションに係る 補償金免除繰上償還の財源

年度	納付額	活用先
R2～ R6	総額2,300億円 R2 600億円 R5 500億円 R3 400億円 R6 300億円 R4 500億円	森林環境譲与税
R8	2,000億円(予定)	地方交付税

【地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）（抄）】
 （公庫債権金利変動準備金等の帰属）
 附則第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。

公庫債権金利変動準備金の活用時期の見直しについて

令和7年度に地方交付税の総額確保のために予定していた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金（2,000億円）の国への帰属については、令和7年度補正予算において、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用することとされた。

■ 令和7年1月24日付け総務省自治財政局財政課事務連絡

令和7年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について（抜粋）

第4 通常収支分の歳入歳出

1 歳入

(4) 地方交付税

(略)

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに地方法人税の全額 2兆1,773億円、令和6年度からの繰越金6,822億円、返還金2億円、交付税特別会計剰余金の活用額400億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額2,000億円を加算し、交付税特別会計借入金償還額 2兆8,000億円及び交付税特別会計借入金に係る支払利子額2,270億円を減額した18兆9,574億円であり、前年度当初予算に比し2,904億円、1.6%の増となっている。

(略)

■ 令和7年11月28日付け総務省自治財政局財政課事務連絡

令和7年度補正予算（第1号）に伴う対応等について（抜粋）

第2 補正予算に係る財政措置等

1 地方交付税

(2) 令和7年度地方財政計画において「地域デジタル社会推進費」を計上するために活用することとしていた令和7年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円について、その活用時期を見直すこととしていること。

機構資金の貸付利率の算定方法

- 機構資金は、当該月に発行した機構債の利率を基に基準利率を算定し、公営競技納付金等により最大0.35%利下げした特別利率(財政融資資金の貸付利率を下限)により、地方公共団体に貸付けを実施。

変更の背景

- 日銀の政策金利の引上げやトランプ関税政策を機に、国債金利の変動幅が大きくなり、R7年5月の貸付けにおいて、一部の年限・金利方式で利下げ幅が現行制度の上限である0.35%となった。

具体的な対応 (第46回経営審議委員会(R7年6月9日)意見聴取、第82回代表者会議(R7年6月23日)報告)

- 「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」の機構特別利率の算定方法に、短時間で国債金利が大きく変動した場合等における特例規定を追加。

(参考) 地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項

(平成20年8月27日理事長決定 令和7年6月24日改正)

- 機構特別利率は基準利率から一定率を控除し算定するものとし、「基準利率-0.35%」を下限とする。ただし、内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動その他の事情により、この算定方法によりがたいときは、理事長が別に定めるところにより算定することができる。

- これにより、金利が急上昇した場合において、財政融資資金の貸付利率を下限とし、機構の財務の健全性を勘案しつつ、0.35%を超えて利下げをすることを可能とした。
- また、0.35%を超えて利下げをした利率で貸付けた際には、経営審議委員会に定期的に報告する旨を理事長決定に規定。

実績

- 上記の「基本的事項」の改正(R7.6)からR8年2月まで、**適用実績なし**

最大利下げ幅 : 0.30% (R7.12改定利率)

【件数】 17件(貸付総額 : 741百万円)

【貸付条件】 利率見直し(10年)・半年賦元利均等・償還期間(据置期間) : 30年(5年) 他

機構特別利率にかかるとの特例の対応状況について

参考

- 「地方公共団体金融機構における貸付けの利率の算定方法について」第3章第6の理事長が別に定める貸付けの利率の算定方法について
(令和7年6月24日決定)

「地方公共団体金融機構における貸付けの利率の算定方法について」(平成20年9月30日決定、以下「利率の算定方法に関する要領」という。)第3章第6の理事長が別に定めるところにより算定する貸付けの利率のうち、機構特別利率については、下記により算定するものとする。

記

- 1 利率の算定方法に関する要領第1章により算定した機構特別利率が、内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動その他の事情により、同一貸付条件の財政融資資金利率(利率の算定方法に関する要領第1章第1(1)2)に規定する同一貸付条件の財政融資資金利率をいう。以下同じ。)を超える場合には、当該機構特別利率は、同一貸付条件の財政融資資金利率を下限として、地方公共団体金融機構の財務の健全性を勘案して算定した利率とする。
- 2 この場合において、利率の算定方法に関する要領第1章第3(1)中、「及び第2」とあるのは、「及び第2並びに「地方公共団体金融機構における貸付けの利率の算定方法について」第3章第6の理事長が別に定める貸付けの利率の算定方法について(令和7年6月24日決定)」とする。
- 3 1により算定した機構特別利率により貸付けを行ったときは、定期的に、経営審議委員会に報告するものとする。

1. 地方支援業務のあり方

地方公共団体のニーズを踏まえ、地方公共団体の財政の健全性の確保・向上に向けた支援に取り組むことが、個々の地方公共団体の健全な財政運営、ひいては、地方財政制度並びに地方財政の健全性の確保につながる事となる。

このような観点から、様々な財政課題について、質の高い調査研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていく。

2. 令和 8 年度の方向性

地方の政策ニーズを的確に把握し、きめ細かい支援を実施するため、

- 地方財政制度の変遷をとりまとめる地方財政史プロジェクトや社会保障政策が地方財政に与える影響を研究する研究プロジェクト「地方財政からみた社会保障政策」等の調査研究を本格的に始動させるとともに、学術図書出版助成制度の創設などを通じて、地方財政研究者支援の充実を図る。
- 地方公共団体・公営企業へアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を拡充（マッチングの機能の追加等）するほか、JAMP・JIAM等関係機関と共催で実施する事業について、新たな連携先（資産評価システム研究センター等）を加え、内容を更に充実させる。
- 地方支援業務の一層の活用促進のため、関係機関との連携、各種広報媒体等を活用して情報発信・PRの充実を図る。

3. 令和8年度の具体的な事業

<調査研究>

○地方財政史プロジェクト【新規】

「地方財政史編集委員会」を設置し、戦後の地方財政制度の変遷についての「地方財政史」を取りまとめ

○研究プロジェクト「地方財政からみた社会保障政策」【新規】

社会保障政策が地方公共団体の財政に与える影響や地方からみた望ましい社会保障政策の姿を研究

○JFM・GRIPS連携プロジェクト

国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）と連携し、教育及び調査研究に関するプロジェクトの取組を実施

○地域金融に関する調査研究

地方公共団体における指定金融機関等との取引動向等について調査

○地方公共団体の先進事例に関する調査研究

先進事例検索システムへの掲載を念頭に、専門機関と連携を図りながら、地方公共団体の関心の高い分野に関する先進事例について調査研究

○地方財政等に関する研究者に対する助成事業

地方財政分野の若手研究者及び公営企業分野の研究者に対して助成

○出版助成制度【新規】

我が国の地方税財政に関する研究成果を広く公開し、研究の進展を図るため、地方税財政に関する学術図書の出版に係る経費を助成

○各種研究会等

地方税財政に関し、地方財務協会、自治総合センター、資産評価システム研究センターと共催で調査研究を実施するほか、持続可能な地方税制度のあり方についての議論や、諸外国の地方財政制度等に関し自治体国際化協会（CLAIR）と連携し、調査研究を実施

<人材育成・実務支援>

○地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業【拡充】

- ・派遣回数の上限を原則10回以内に引き上げ（現行は原則5回以内）
- ・団体が実情や要望に合ったアドバイザーを選択できるようにマッチングの機能を追加

○関係機関との共催事業【拡充】

JAMP・JIAM及びRILGと実施してきた共催研修について、資産評価システム研究センターが実施する研修会を新たに加え、人材育成の機会や内容を更に充実

○JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを実施

○資金調達・資金運用に関する各種研修

資金調達・資金運用に携わる地方公共団体の職員を対象に、資金調達入門及び資金運用入門に係る集合研修を実施

○eラーニング

JFMセミナーにおける講義や地方財政に関する基本的な制度等に関する研修コンテンツを開発・提供

○出前講座

自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、資金調達・資金運用等地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で講座を実施

○実務支援（個別相談）

自治体ファイナンス・アドバイザー等が資金調達・資金運用等に係る課題や疑問の解決に向けて、専門的なアドバイスを実施

○AIチャットボット（運用）【新規】

財政・会計担当者向けに、相談内容やキーワードを入力すると回答が表示されるAIを活用した情報ツール（AIチャットボット）の運用を開始

<情報発信>

○関係機関との共催事業を通じた機構業務の広報等を実施

JAMP・JIAM・RILGに加え、新たに関係機関と開始する共催事業を通じ、情報提供機会を充実

○未利用団体解消に向けた経営・財務マネジメント強化事業等のPR【拡充】

各都道府県町村会の会議等の場を通じ、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業をはじめとした地方支援業務のPRの取組を強化

○先進事例検索システムの運用

地方公営企業の経営改革や広域化など地方公共団体の関心の高いテーマを掲載するなど内容を充実

○市町村の財政分析チャート「New Octagon」の運用

都市・町村の区分に加え、団体区分を細分化する機能を追加し、財政分析の多様化を促進

令和8年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」 ～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少下において、地方公共団体における人手不足等の資源制約や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等の問題が深刻化しており、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行っていく必要性が高まっている。
- しかしながら、地方公共団体においては、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が十分に蓄積されていない場合が多く、小規模市町村を中心として、取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ。

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、地方公共団体の要請に応じてアドバイザーを派遣。**

<ポイント>

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択。**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体における予算計上不要（地方公共団体金融機構が負担）。**

事業概要

（１）支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のDX
 - （AI（生成AI含む）・RPAの利活用の推進、消防防災DXを含む）
- 地方公共団体のGX
- 地方公共団体間の広域連携
- 地方税務行政のDX等
- 地方創生の取組
- 首長・管理者向けトップセミナー

（２）支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

課題対応アドバイス事業

上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣

都道府県に派遣

啓発・研修事業

都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

事業実績

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (R8.1.13時点)
支援件数	555件	723件	929件	1,131件	1,406件
派遣回数	1,449回	1,912回	2,686回	3,546回	5,526回（予定）

令和8年度からの主な見直し事項

- **派遣回数の上限を原則5回から原則10回に引き上げ**
- **地方公共団体とアドバイザーとのマッチング機能を追加**

令和7年度の地方支援業務の実績

令和7年12月末日現在

事業		内容
調査研究	JFM・GRIPS 連携プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○教育事業 GRIPS春学期「地方財政特論」において全13回の講義を実施 ○調査研究事業 「地方自治体の対人社会サービスを支える公共施設の整備・更新・維持のあり方」をテーマに調査研究会を2回実施。アメリカ、スウェーデンの海外調査を実施。12月にフォーラムを開催し、成果を発信
	地域金融に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体における資金運用管理等に関する実態調査 地方公共団体の資金運用等について最近の実態を把握する調査を実施
	地方財政等に関する研究者に対する助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地方財政及び関連分野における若手研究者に対して研究費を助成 【実績】 応募件数：16件 助成決定件数：9件 ○公営企業に係る特定課題について研究を行う研究者に対して研究費を助成 【実績】 応募件数：13件 助成決定件数：7件
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○諸外国の地方財政制度に関する調査研究をCLAIRと共同で実施 ○地方公共団体の先進事例に関する調査研究へ助成を実施 ○地方公共団体の財政運営上のニーズや課題に関するヒアリング調査を実施 【実績】 70団体
人材育成・実務支援	地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○個別団体の課題に対応するため、地方公共団体・公営企業へアドバイザーを派遣 【実績】 支援件数：1,406件 派遣回数(予定)：5,526回 活用団体数(実数)：1,222団体 (R3～) [R8.1.13時点]
	関係機関との共催事業	<ul style="list-style-type: none"> ○財務（税の徴収等を含む。）・公営企業分野の研修及び首長・議員向け研修並びに財政運営・資金調達等の講習会を共催で実施（資金調達・資金運用入門研修及び宿泊型研修を含む。） 【実績】 JAMP11研修、JIAM12研修、RILG 3 講習
	JFM地方財政セミナー JFM地方公営企業セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公会計の活用、公共施設の適正管理、公営企業の経営改善、自治体のDX・GXの取組や地方財政の運営など、地方公共団体にとって関心の高いテーマのセミナーを開催 【実績】 [配信開始日～12月] JFM地方財政セミナー（東京） 56人（集合形式）、60人（オンライン）、166人（eラーニング） JFM地方財政セミナー（愛知） 41人（集合形式）、14人（オンライン）、78人（eラーニング） JFM地方公営企業セミナー（東京） 50人（集合形式）、61人（オンライン）、210人（eラーニング） JFM地方公営企業セミナー（愛知） 28人（集合形式）、34人（オンライン）、96人（eラーニング） JFM地方公営企業セミナー（JIAM(宿泊)） 71人（集合形式）、332人（eラーニング）

事業		内容
人材育成・実務支援	資金調達・資金運用に関する各種研修	<ul style="list-style-type: none"> ○初めて資金調達・資金運用に携わる職員を対象とした入門的な研修会を開催 【実績】 資金調達入門研修 157人（集合形式） 資金運用入門研修 171人（集合形式） ○資金調達・資金運用について基礎から専門的知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的に実施 <ul style="list-style-type: none"> ・7月全国市町村国際文化研修所（JIAM）（2泊3日） 60人 ・9月市町村職員中央研修所（JAMP）（2泊3日） 52人
	eラーニング	<ul style="list-style-type: none"> ○遠隔地や小規模な団体も含め広く効果が及ぶようeラーニングによる研修コンテンツを開発・提供 【実績】 ・のべ申込者数：18,456人（4月～12月） ・配信講義数：35講義（独自コンテンツ20講義、JFMセミナー等の先進自治体の取組事例等15講義） ・アーカイブ配信講義：36講義（R7年度配信RILG講習会ほか過年度配信先進自治体の取組事例等）
	出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ○財政運営や資金調達・資金運用など地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で講義を実施 【実績】 56件（講師派遣46件、オンライン形式10件） 【主な講義内容】 ・資金運用のリスクと管理 ・銀行等引受債の借入交渉 ・日本経済と金利の動向 ・地方債の金利の見方 ・財政分析と地方債管理 等
	実務支援（個別相談）	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体の抱える具体的な課題や疑問の解決に向け専門的なアドバイスを実施 【実績】 78件（講師派遣9件、来訪3件、オンライン形式4件、電話・メール62件） 【相談事例】 ・資金調達に係る入札方法や金融機関との交渉 ・基金を活用した資金運用 ・国債や金利スワップレートをを用いた金利分析 ・手数料交渉に派生した問い合わせ 等
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体の首長や幹部職員を対象に「地方創生2.0～展望と課題」をテーマとしたセミナーを開催 【実績】 273人（集合形式）
情報発信	先進事例検索システム	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体の財政運営や地方公営企業における広域化・民間活用の事例等地方公共団体の関心の高い取組事例等を掲載した『先進事例検索システム』を機構ホームページにおいて提供 【実績】 掲載事例：3,333件 （新たに地方自治研究機構から提出された先進事例を含め324件追加） 1か月当たりアクセス数：3,288件（4月～12月：29,588件）
	財政分析チャート「New Octagon」	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の財政状況を簡易に分析できる財政分析チャート「New Octagon」を提供 【実績】 1か月当たりアクセス数：2,241件（4月～12月：20,173件） ○人口規模が近い団体の中で比較できるように、人口段階別に細分化した偏差値算出機能を追加（3月（予定））
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○地方支援業務の取組や成果をホームページや広報媒体により発信 ○各種セミナーで使用したテキストをホームページで公開し、広く提供 ○地方行財政に関する調査研究及び研修について情報を集約した「情報プラットフォーム」のページをホームページで公開 ○ホームページで金融データ及び経済指標データ等を提供

第46回経営審議委員会意見書(R7. 6)に係る対応

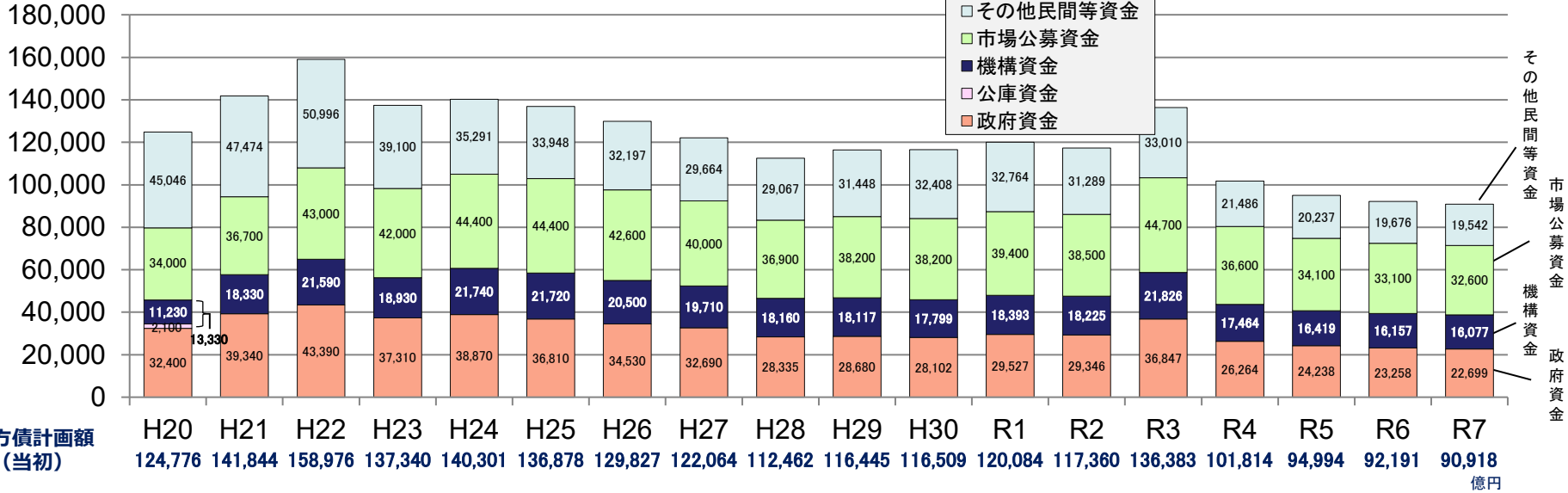
項目	意見	対応状況
環境変化等への対応	国内外において金利や為替の動向が大きく変化している環境下においても、柔軟かつ適切に対応し業務を着実に遂行できるよう万全を期すとともに、地方公共団体に対し長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、地方公共団体が抱える諸課題や政策ニーズに応えられるよう各事業を実施すること。	<p>金融市場や物価高等の変化に対応するため、日本銀行をはじめとする各国中央銀行や物価の動向等を注視しながら、資金調達業務や貸付業務等を適切に実施した。</p> <p>また、地方公共団体の新たな課題や政策ニーズ等を踏まえ、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の拡充等を予定しているところであり、引き続き、業務の改善を図りながら、適時適切に対応してまいります。</p>
貸付け	貸付けについては、整備・更新が喫緊の課題となっている上・下水道や公立病院をはじめとした社会インフラ対策、防災・減災対策、公共施設等の適正管理や辺地・過疎対策事業など地方公共団体にとって優先度が高く住民の生活に直結する事業を積極的に支援すること。	<p>貸付けについては、整備・更新が喫緊の課題となっている上・下水道や公立病院などの公営企業等への貸付けのほか緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業や公共施設等の適正管理、辺地・過疎対策等、地方公共団体が実施する地域の課題に対応した様々な事業に対し、必要となる資金の貸付けを行ってきた。</p> <p>令和8年度地方債計画では、緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業、脱炭素化推進事業の事業期間が令和12年度まで延長されるとともに、緊急自然災害防止対策事業、下水道事業、水道事業、病院事業等において機構資金が増額されていることから、今後とも、こうした地方のニーズに応じた貸付けを的確に行ってまいります。</p>
資金調達	資金調達については、市場環境の変化を踏まえて、国内外の資本市場からの信認を確固たるものとし、安定的な資金調達を機動的に行うよう努めること。また、多様な年限やESG投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、有利な資金調達を実現するよう努めること。	<p>資金調達については、不安定な市場環境の下、短期年限でのFLIP債の発行や、資金調達手段の多様化としての長期借入等を活用しつつ、国内定例債及び外債の起債を機動的に行うことにより安定的な資金調達を行った。具体的には、国内グリーンボンドについて、当初計画額200億円から520億円(前年度410億円)に大幅に増額して発行した。また、外債については、7月に発行時期を前倒しすること等により投資家の旺盛な需要を獲得し、米ドル建て5年債5.0億米ドルの計画を7.5億米ドル(1,096億円相当)に増額して発行した。加えて、1月のユーロ建て5年債(グリーンボンド)についても、5.0億ユーロの計画を7.5億ユーロ(1,367億円相当)に増額して発行した。</p> <p>また、債券発行と並行して、積極的に対面でのIRを実施し、国内はもとより、欧州、アジア及び米国への直接IRを実施したほか、投資家のニーズに応じて電話やWeb会議システム等を活用したIRも効果的に実施し、投資家層の拡大に努めた。</p> <p>こうした取組により、国内債では機構が発行する定例債の全年限(5年・10年・20年・30年)で、地方債と同水準での発行となったほか、国外債についても、市場環境を見極め、可能な限り低廉なコストでの発行を行った。引き続き市場からの信認の維持・強化に努め、今後も可能な限り低コストで安定的な資金調達に努めてまいります。</p>
地方支援	地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く環境の変化や新たな政策ニーズの的確な把握・分析を基礎に、丁寧できめ細かい支援の実現に向け、支援分野を拡大した地方公共団体に対する経営・財務マネジメント強化事業や、関係機関と連携した人材育成・情報発信に取り組み、より多くの団体、特に現在活用されていない団体においても、一層の活用が進むよう積極的な周知・広報を行うこと。また、引き続き、大学等の専門機関等と連携して実施する調査研究の深化を図るとともに、その成果を広く発信すること。	<p>「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」については、地方公共団体のニーズを踏まえ、「地方公共団体間の広域連携」と「地方税務行政のDX等」に加え、新たに「地方創生の取組」を支援分野に追加したこと等により、支援件数・派遣実施回数は昨年度を大幅に超えて実施している。</p> <p>さらに、未利用団体解消のため、都道府県の市町村担当課へ直接連絡を行うとともに、未利用団体への訪問・PRを実施している。</p> <p>また、関係機関(JAMP・JIAM・RILG)と連携して共催研修を実施するとともに、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業をはじめとした地方支援業務のPRを実施している。</p> <p>調査研究については、国立大学法人政策研究大学院大学(GRIPS)と、教育及び調査研究に関する連携プロジェクトに取り組み、得られた成果については、フォーラムの開催、ホームページなどの各種広報媒体の活用により発信し、地方公共団体へ還元している。</p>
予算編成等	金利や為替など先行きの不透明な状況においても、資材価格等の高騰による建設事業費の上昇や上・下水道の更新の本格化等を踏まえた地方公共団体のニーズに応えた資金を融通できるようにするため、令和8年度地方債計画における機構資金の所要額の計上に努めること。また、地方交付税の総額確保のため、令和7年度に2,000億円を国に帰属させることとされていることを踏まえ、適切に対応すること。	<p>令和8年度地方債計画では、上・下水道事業等の増など、地方公共団体のニーズに応えた資金を融通できるよう、通常収支分として1兆6,746億円、東日本大震災に関連する事業分として4億円、合計1兆6,750億円の機構資金が増額確保して計上された。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の国への帰属については、地方交付税の総額確保のため、令和8年度に2,000億円を国に帰属させることとされた。</p> <p>なお、令和7年度に地方交付税の総額確保のために予定していた2,000億円の国庫帰属については、令和7年度補正予算において、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用されることとされた。</p>

1. 地方債計画における資金区分の推移

全体

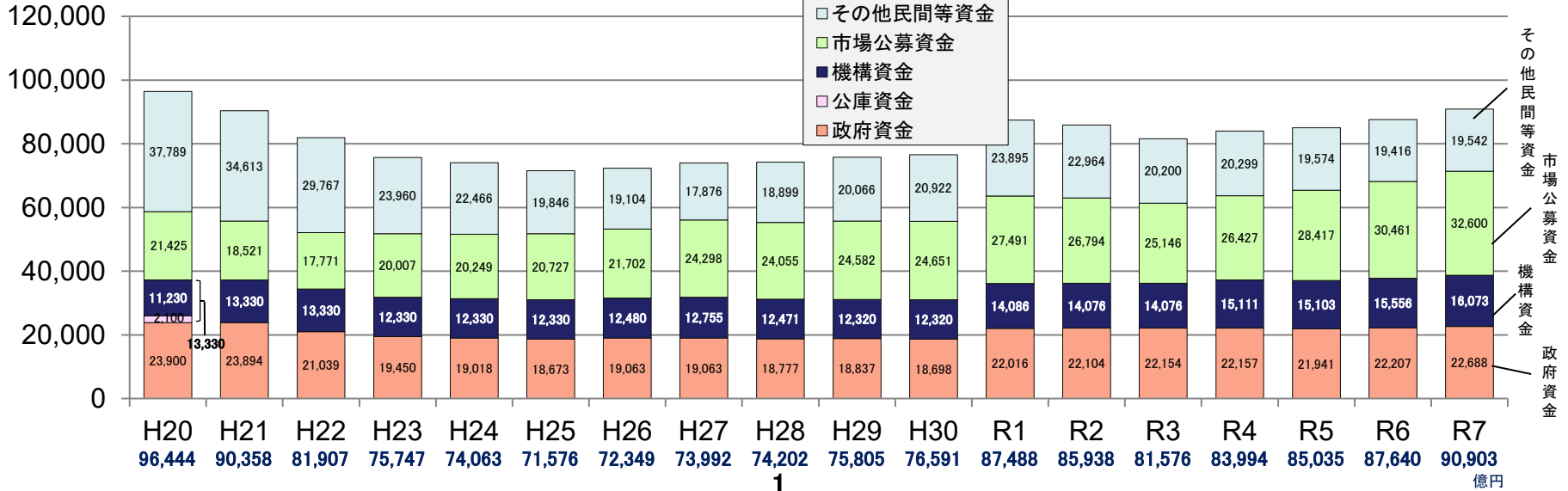
《資金別地方債計画額(当初)の推移》

地方債計画額(当初)



通常収支分(臨時財政対策債除き)

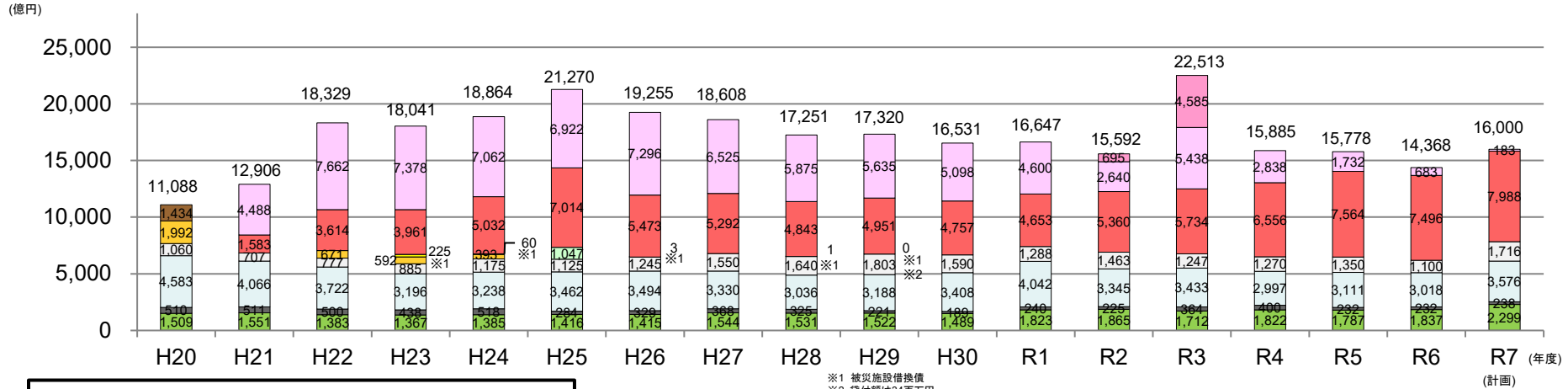
《資金別地方債計画額(当初)の推移》



2. 貸付額の推移

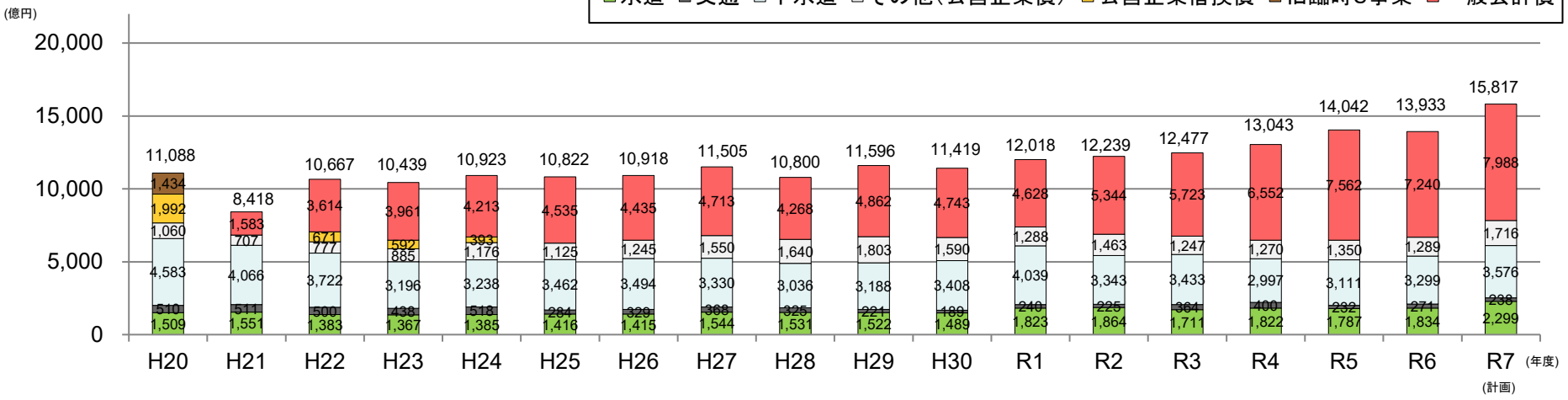
全体

■水道 ■交通 □下水道 □その他(公営企業債) ■公営企業借換債 ■被災施設借換債 ■特定被災地方公共団体借換債 ■旧臨時3事業 ■一般会計債 ■臨時財政対策債 ■減収補填債



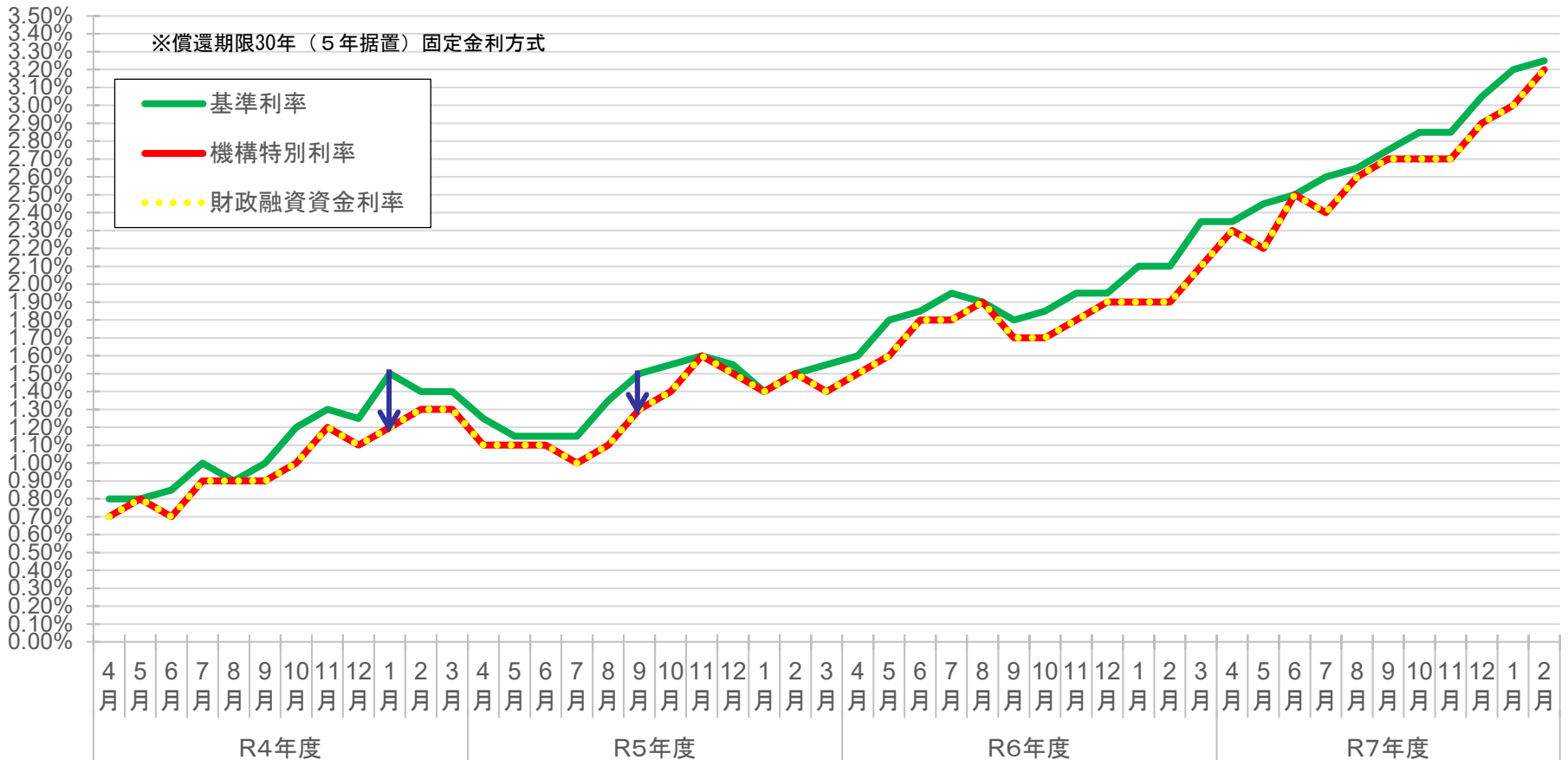
通常収支分(臨時財政対策債、減収補填債除き)

■水道 ■交通 □下水道 □その他(公営企業債) ■公営企業借換債 ■旧臨時3事業 ■一般会計債



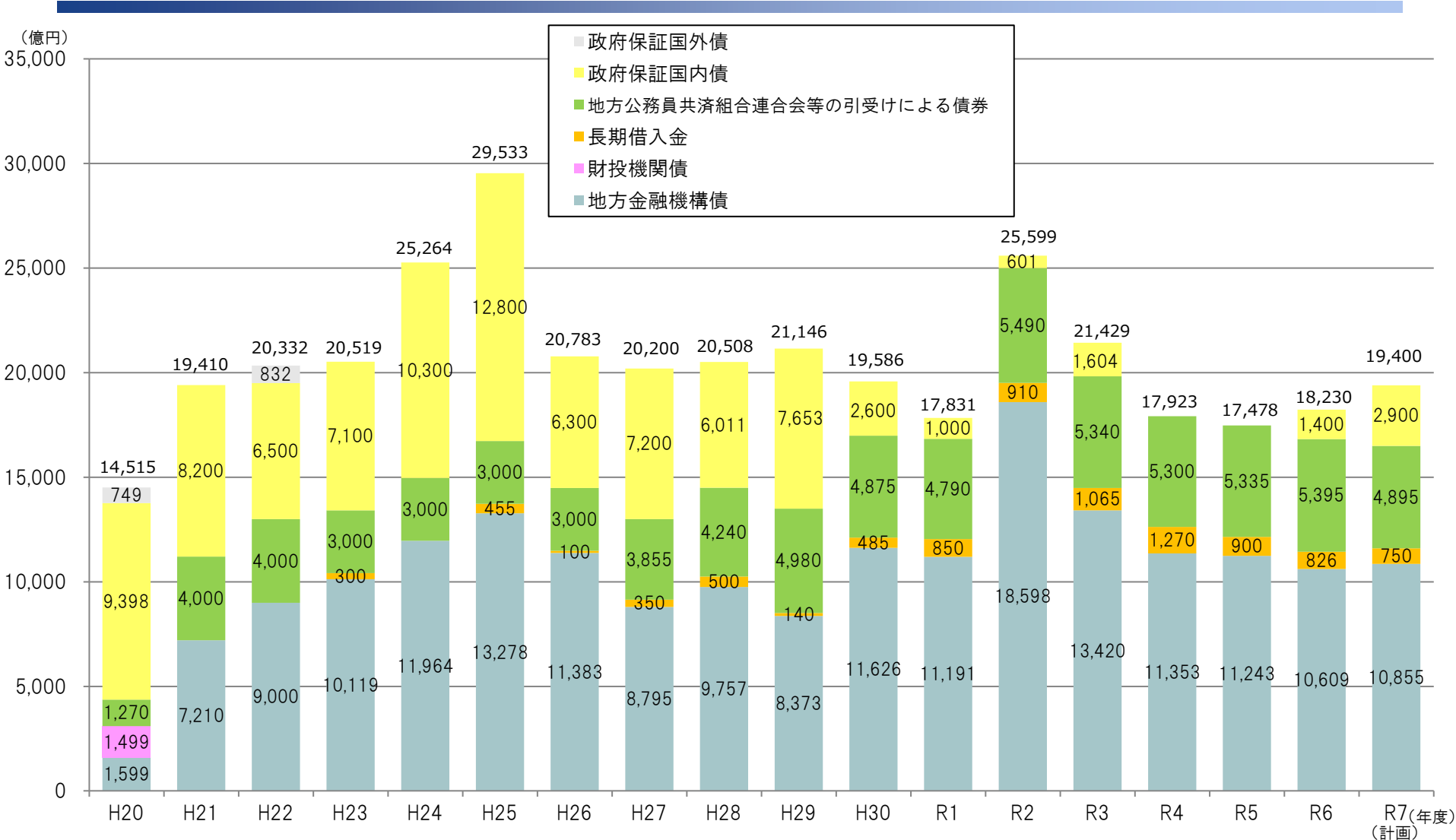
3. 貸付利率の推移

- 公営競技納付金を活用した利下げにより、低利での貸付を実施。
- 機構特別利率は同時期の財政融資資金と同水準。
(機構の算定利率が財政融資資金を下回った場合、財政融資資金利率が下限となる。)



※ 国外の金融秩序の混乱、経済事情の変動その他の事情による場合における機構特別利率の特例は、現時点では実施なし。

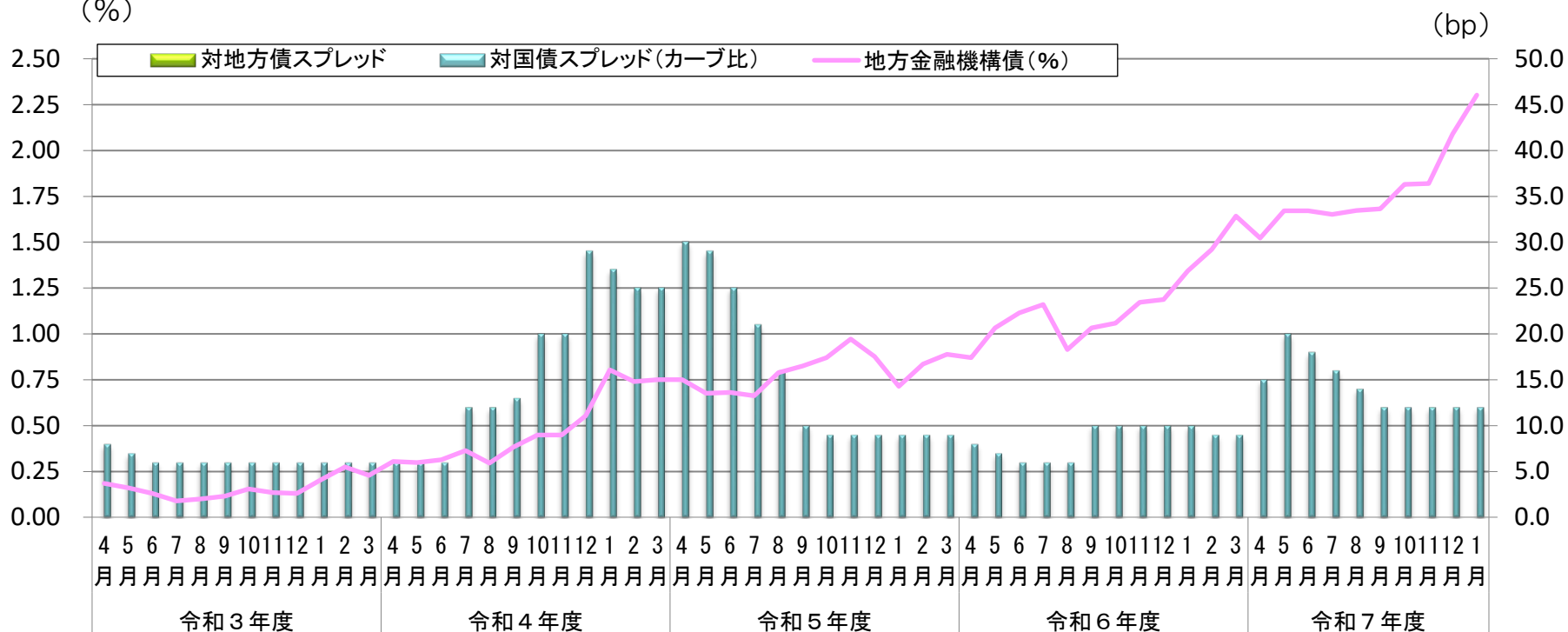
4. 資金調達額の推移



5. 地方金融機構債(10年債)のスプレッド推移

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第198回	令和7年11月12日	200	1.820	12.0	0.0
第199回	令和7年12月9日	190	2.090	12.0	0.0
第200回	令和8年1月14日	220	2.303	12.0	0.0

(%)



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比(bp)は機構が独自に算出した理論値。
令和元年8月より地方債フラットを維持。

6. 地方金融機構債(5年・20年・30年債)のспレッド推移

5年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 SP(bp)	対地方債 SP(bp)
第36回	令和6年12月10日	200	0.809	8.0	0.0
第37回	令和7年6月10日	250	1.178	15.0	0.0
第38回	令和7年11月12日	270	1.329	8.0	0.0

(※) いずれもグリーンボンドとして発行。

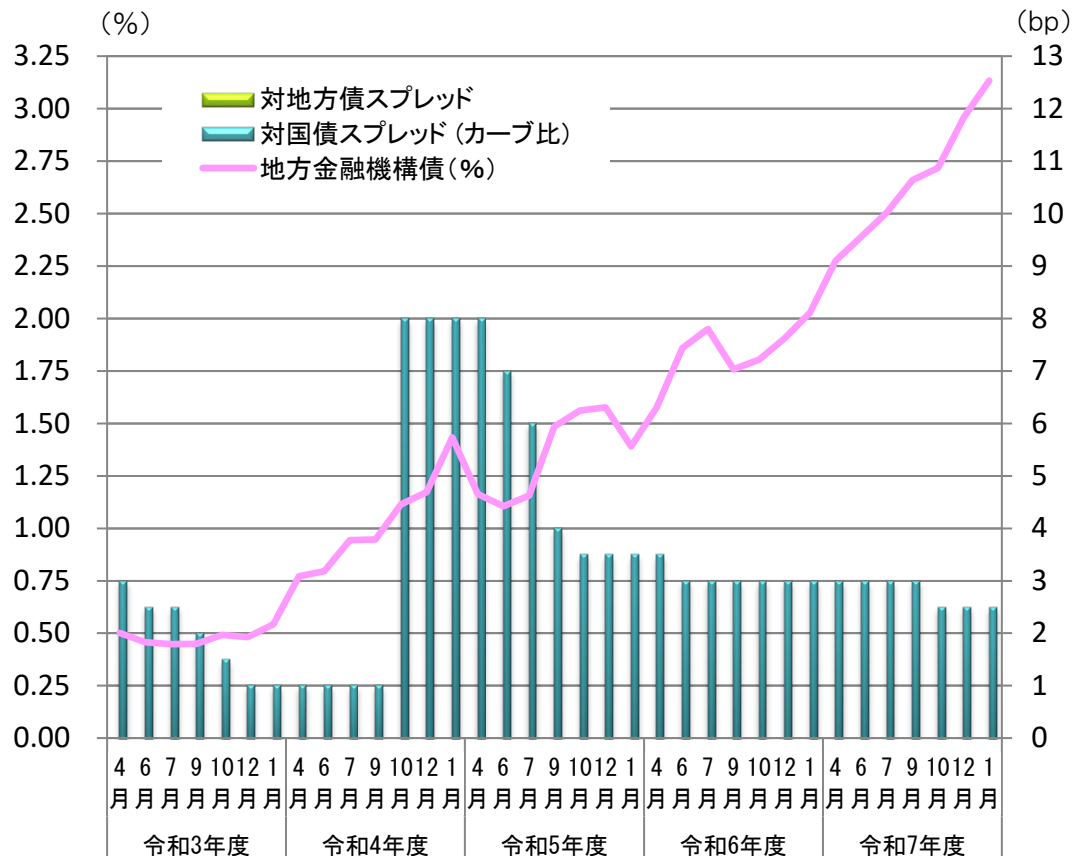
20年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 SP(bp)	対地方債 SP(bp)
第122回	令和7年10月9日	150	2.718	2.5	0.0
第123回	令和7年12月9日	150	2.957	2.5	0.0
第124回	令和8年1月14日	100	3.134	2.5	0.0

30年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 SP(bp)	対地方債 SP(bp)
第20回	令和6年10月10日	130	2.253	10.0	0.0
第21回	令和7年4月10日	110	2.669	10.0	0.0
第22回	令和7年10月9日	100	3.272	10.0	0.0

20年債спレッド推移グラフ



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比は機構が独自に算出した理論値。

令和 8 年度 予 算 (案)

令和 8 年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は、2,200,000 百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券及び長期借入金により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券及び長期借入金の発行予定額の 100 分の 50 に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第 1 項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額(前項の規定により限度額が増額された場合を含む。)に加算した金額を限度額とする。

2. 令和8年度 予定損益計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	244,616
資金運用収益	228,325
貸付金利息	221,416
有価証券利息及び預け金利息	5,742
金利スワップ受入利息	1,157
その他の受入利息	9
役務取引等収益	54
その他の業務収益	1
その他経常収益	16,236
地方公共団体健全化基金受入額	16,204
その他の経常収益	32
経常費用	177,642
資金調達費用	164,221
債券利息	159,950
借入金利息	2,802
金利スワップ支払利息	1,468
役務取引等費用	246
その他業務費用	4,883
営業経費	8,293
人件費	1,381
業務費	4,370
その他の営業経費	2,542
経常利益	66,974
特別利益	200,000
公庫債権金利変動準備金取崩額	200,000
特別損失	231,315
公庫債権金利変動準備金繰入額	31,315
国庫納付金	200,000
当期純利益	35,658

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 令和8年度 予定貸借対照表

(令和9年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,560,655	債券	18,570,506
有価証券及び現金預け金	1,101,669	借入金	492,300
金融商品等差入担保金	320	金融商品等受入担保金	343,146
その他資産	7,002	その他負債	7,406
有形固定資産及び無形固定資産	8,058	地方公共団体健全化基金	942,504
		基本地方公共団体健全化基金	942,504
		特別法上の準備金等	2,798,102
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	598,102
		負債の部合計	23,153,964
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	476,572
		一般勘定積立金	476,572
		評価・換算差額等	△ 27,243
		管理勘定利益積立金	57,809
		純資産の部合計	523,741
資産の部合計	23,677,705	負債及び純資産の部合計	23,677,705

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

1. 令和8年度 予定損益計算書【一般勘定】（前年度予算比較）

（単位：百万円）

科 目	令 和 8 年 度	令 和 7 年 度	増 減 額 (A - B)
	予 定 A	予 算 B	
経常収益	204,487	167,514	36,973
資金運用収益	187,948	150,715	37,232
貸付金利息	181,043	146,170	34,873
有価証券及び預け金利息	5,742	2,617	3,125
金利スワップ受入利息	1,157	1,928	△ 771
その他の受入利息	5	-	5
役務取引等収益	54	58	△ 4
その他の業務収益	1	3	△ 2
その他経常収益	16,236	16,440	△ 204
地方公共団体健全化基金受入額	16,204	16,428	△ 224
その他の経常収益	32	12	20
管理勘定事務受託費	248	299	△ 51
経常費用	168,828	129,731	39,097
資金調達費用	150,061	115,208	34,853
債券利息	145,790	113,046	32,744
借入金利息	2,802	2,053	749
金利スワップ支払利息	1,468	108	1,360
役務取引等費用	213	204	9
その他業務費用	4,548	3,339	1,209
営業経費	8,259	7,131	1,128
人件費	1,381	1,191	190
業務費	4,370	3,859	511
その他の営業経費	2,508	2,082	426
管理勘定借支払利息	3,326	996	2,330
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	2,422	2,854	△ 433
経常利益	35,658	37,782	△ 2,124
特別利益	-	-	-
特別損失	-	-	-
当期純利益	35,658	37,782	△ 2,124

2. 令和8年度 予定損益計算書【管理勘定】（前年度予算比較）

（単位：百万円）

科 目	令 和 8 年 度 予 定 額 A	令 和 7 年 度 予 算 額 B	増 減 額 (A - B) C
経常収益	46,125	54,195	△ 8,070
資金運用収益	40,377	50,345	△ 9,968
貸付金利息	40,373	50,327	△ 9,954
その他の受入利息	4	18	△ 14
一般勘定貸受取利息	3,326	996	2,330
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金	2,422	2,854	△ 433
経常費用	14,810	16,744	△ 1,934
資金調達費用	14,160	15,912	△ 1,753
債券利息	14,160	15,912	△ 1,753
役務取引等費用	33	44	△ 11
その他業務費用	335	440	△ 105
営業経費	34	48	△ 14
その他の営業経費	34	48	△ 14
一般勘定事務委託費	248	299	△ 51
経常利益	31,315	37,451	△ 6,136
特別利益	200,000	201,321	△ 1,321
公庫債権金利変動準備金取崩額	200,000	200,000	-
利差補てん積立金取崩額	-	1,321	△ 1,321
特別損失	231,315	238,772	△ 7,456
公庫債権金利変動準備金繰入額	31,315	38,772	△ 7,456
国庫納付金	200,000	200,000	-
当期純利益	-	-	-

3. 令和8年度 予定貸借対照表【一般勘定】（前年度予算比較）

（単位：百万円）

科 目	令 和 8 年 度 額 予 定 A	令 和 7 年 度 額 予 算 B	増 減 額 (A - B) C
(資産の部)			
貸付金	20,772,528	20,307,325	465,204
有価証券及び現金預け金	1,101,669	797,064	304,606
金融商品等差入担保金	320	279	41
その他資産	5,971	4,810	1,161
有形固定資産及び無形固定資産	8,058	6,969	1,089
資産の部合計	21,888,547	21,116,447	772,100

科 目	令 和 8 年 度 額 予 定 A	令 和 7 年 度 額 予 算 B	増 減 額 (A - B) C
(負債の部)			
債券	16,795,810	16,398,043	397,768
借入金	492,300	516,500	△ 24,200
金融商品等受入担保金	343,146	191,589	151,557
その他負債	5,461	4,620	841
地方公共団体健全化基金	942,504	936,241	6,263
基本地方公共団体健全化基金	942,504	936,241	6,263
管理勘定借	643,394	428,240	215,153
特別法上の準備金等	2,200,000	2,200,000	-
金利変動準備金	2,200,000	2,200,000	-
負債の部合計	21,422,616	20,675,233	747,383
(純資産の部)			
地方公共団体出資金	16,602	16,602	-
利益剰余金	476,572	443,155	33,417
一般勘定積立金	476,572	443,155	33,417
評価・換算差額等	△ 27,243	△ 18,543	△ 8,700
純資産の部合計	465,932	441,214	24,718
負債及び純資産の部合計	21,888,547	21,116,447	772,100

4. 令和8年度 予定貸借対照表【管理勘定】（前年度予算比較）

（単位：百万円）

科 目	令 和 8 年 度 額 予 定 A	令 和 7 年 度 額 予 算 B	増 減 額 (A - B) C
(資産の部)			
貸付金	1,788,126	2,271,697	△ 483,571
その他資産	1,031	1,196	△ 165
一般勘定貸	643,394	428,240	215,153
資産の部合計	2,432,551	2,701,134	△ 268,582

科 目	令 和 8 年 度 額 予 定 A	令 和 7 年 度 額 予 算 B	増 減 額 (A - B) C
(負債の部)			
債券	1,774,696	2,075,869	△ 301,173
その他負債	1,944	2,056	△ 112
特別法上の準備金等	598,102	565,399	32,703
公庫債権金利変動準備金	598,102	565,399	32,703
負債の部合計	2,374,742	2,643,325	△ 268,582
(純資産の部)			
管理勘定利益積立金	57,809	57,809	-
純資産の部合計	57,809	57,809	-
負債及び純資産の部合計	2,432,551	2,701,134	△ 268,582

5. 令和8年度 予定損益計算書【機構全体】（前年度予算比較）

（単位：百万円）

科 目	令 和 8 年 度 予 定 額 A	令 和 7 年 度 算 入 額 B	増 減 額 (A - B) C
経常収益	244,616	217,560	27,056
資金運用収益	228,325	201,060	27,265
貸付金利息	221,416	196,497	24,919
有価証券利息及び預け金利息	5,742	2,617	3,125
金利スワップ受入利息	1,157	1,928	△ 771
その他の受入利息	9	18	△ 9
役務取引等収益	54	58	△ 4
その他の業務収益	1	3	△ 2
その他経常収益	16,236	16,440	△ 204
地方公共団体健全化基金受入額	16,204	16,428	△ 224
その他の経常収益	32	12	20
経常費用	177,642	142,326	35,316
資金調達費用	164,221	131,120	33,101
債券利息	159,950	128,959	30,992
借入金利息	2,802	2,053	749
金利スワップ支払利息	1,468	108	1,360
役務取引等費用	246	248	△ 2
その他業務費用	4,883	3,779	1,104
営業経費	8,293	7,179	1,113
人件費	1,381	1,191	190
業務費	4,370	3,859	511
その他の営業経費	2,542	2,130	412
経常利益	66,974	75,234	△ 8,260
特別利益	200,000	201,321	△ 1,321
公庫債権金利変動準備金取崩額	200,000	200,000	-
利差補てん積立金取崩額	-	1,321	△ 1,321
特別損失	231,315	238,772	△ 7,456
公庫債権金利変動準備金繰入額	31,315	38,772	△ 7,456
国庫納付金	200,000	200,000	-
当期純利益	35,658	37,782	△ 2,124

6. 令和8年度 予定貸借対照表【機構全体】（前年度予算比較）

（単位：百万円）

科 目	令 和 8 年 度 額 予 定 A	令 和 7 年 度 額 予 算 B	増 減 額 (A - B)
（資産の部）			
貸付金	22,560,655	22,579,022	△ 18,367
有価証券及び現金預け金	1,101,669	797,064	304,606
金融商品等差入担保金	320	279	41
その他資産	7,002	6,006	996
有形固定資産及び無形固定資産	8,058	6,969	1,089
資産の部合計	23,677,705	23,389,340	288,364
（負債の部）			
債券	18,570,506	18,473,912	96,594
借入金	492,300	516,500	△ 24,200
金融商品等受入担保金	343,146	191,589	151,557
その他負債	7,406	6,676	729
地方公共団体健全化基金	942,504	936,241	6,263
基本地方公共団体健全化基金	942,504	936,241	6,263
特別法上の準備金等	2,798,102	2,765,399	32,703
金利変動準備金	2,200,000	2,200,000	-
公庫債権金利変動準備金	598,102	565,399	32,703
負債の部合計	23,153,964	22,890,317	263,647
（純資産の部）			
地方公共団体出資金	16,602	16,602	-
利益剰余金	476,572	443,155	33,417
一般勘定積立金	476,572	443,155	33,417
評価・換算差額等	△ 27,243	△ 18,543	△ 8,700
管理勘定利益積立金	57,809	57,809	-
純資産の部合計	523,741	499,023	24,718
負債及び純資産の部合計	23,677,705	23,389,340	288,364

令和 8 年度 資金計画 (案)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	3,797,255
貸付金	1,740,000
債券償還金	1,476,386
長期借入償還金	104,500
事業損金	171,495
事務費	6,188
支払利息	161,771
債券発行費	3,176
元利金支払手数料	269
借入金費用	91
固定資産取得費	2,798
国庫納付金	200,000
その他	102,076
資金収入合計	3,789,184
貸付回収金	1,742,241
地方公共団体金融機構債券	1,725,000
借入金	75,000
事業益金	220,609
公営競技納付金	21,700
雑収入	4,634
資金収支差額(資金収入－資金支出)	△ 8,071
前期末現金預け金等	1,109,741
期末現金預け金等	1,101,669

(注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。

2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

収支に関する中期的な計画(案)

(令和8年度～令和10年度)

(単位:億円)

科 目	8年度計画	9年度計画	10年度計画
経 常 収 益	2,450	2,730	2,950
経 常 費 用	1,780	2,110	2,390
経 常 利 益	670	620	560
特 別 損 益	△ 310	△ 250	△ 180
当 期 純 利 益	360	370	380

- (注) 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動し得るもの。
2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

収支に関する中期的な計画【勘定別】

(令和8年度～令和10年度)

機構合計

(単位:億円)

科 目		8年度計画	9年度計画	10年度計画
経 常	収 益	2,450	2,730	2,950
経 常	費 用	1,780	2,110	2,390
経 常	利 益	670	620	560
特 別	損 益	△ 310	△ 250	△ 180
当 期	純 利 益	360	370	380

一般勘定

(単位:億円)

科 目		8年度計画	9年度計画	10年度計画
経 常	収 益	2,040	2,410	2,720
経 常	費 用	1,690	2,040	2,340
経 常	利 益	360	370	380
特 別	損 益	-	-	-
当 期	純 利 益	360	370	380

管理勘定

(単位:億円)

科 目		8年度計画	9年度計画	10年度計画
経 常	収 益	460	370	280
経 常	費 用	150	120	100
経 常	利 益	310	250	180
特 別	損 益	△ 310	△ 250	△ 180
当 期	純 利 益	-	-	-

- (注) 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動し得るもの。
2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

意見書

令和8年3月5日開催の当委員会における意見は、下記のとおりである。

記

議案第1号「令和8年度事業計画（案）」及び議案第2号「令和8年度予算（案）」については、異論はない。

今後の業務運営にあたっては、以下の点について留意していただきたい。

- 1 地方公共団体において、インフラ老朽化や地域医療体制確保への対応など、地方公共団体が抱える諸課題や政策ニーズに応えられるよう、長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、地方公共団体に対して適切に貸付けを行うこと。具体的には、整備・更新が喫緊の課題となっている上・下水道や公立病院をはじめとした社会インフラの対策、防災・減災対策、公共施設等の適正管理や辺地・過疎対策事業など地方公共団体にとって優先度が高く住民の生活に直結する事業を積極的に支援するとともに、金融市場環境が変化する中でも、地方公共団体の長期資金のニーズに応えること。
- 2 関税政策や地政学的な緊張を背景に経済情勢は大きく動いており、国内外において金利や為替など先行きの不透明な状況下においても、市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の債券市場からの信認を確固たるものとし、安定的な資金調達を機動的に行うよう努めること。また、多様な年限やESG投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、有利な資金調達を実現するよう努めること。
- 3 地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く環境の変化や新たな政策ニーズの的確な把握・分析を基礎に、丁寧できめ細かい支援の実現に向け、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業や、関係機関と連携した人材育成・情報発信に取り組み、一層の活用が進むよう積極的な周知・広報を行うこと。また、地方財政研究者や大学等の専門機関等と連携して実施する調査研究を深化させ、その成果を広く発信すること。
- 4 公庫債権金利変動準備金の国庫帰属に当たっては、国庫帰属後も金利変動リスクへの備えとしては十分な準備金を保有しており機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないこと、また、地方公共団体の財源である地方交付税の充実に活用されるものであることを、地方公共団体及び市場関係者に十分理解されるよう、引き続き、適時・適切に説明を行うよう努めること。

令和8年3月5日

地方公共団体金融機構経営審議委員会
委員長 前田 栄治

地方公共団体金融機構
理事長 内藤 尚志 殿

地方公共団体金融機構定款の変更について（案）

地方公共団体金融機構定款の一部を次のように変更する。

第 42 条第 1 項中「第 32 条の 2」を「第 33 条」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和 8 年 月 日から施行する。

地方公共団体金融機構定款 変更案 新旧対照条文

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">地方公共団体金融機構定款</p> <p>第 1 条～第 41 条 (略)</p> <p>(地方公共団体健全化基金)</p> <p>第 42 条 機構は、地方債の利子(住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業として総務省令で定めるもの及び地方財政法第 5 条ただし書の規定により起こす地方債以外の地方債のうち総務省令で定めるものに係る法第 28 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 2 項の規定による資金の貸付けに係る利子をいう。以下この条及び次条において同じ。)の軽減に資するために、地方財政法第 33 条の規定による納付金(以下この条において「納付金」という。)を積み立てるための基金(以下「地方公共団体健全化基金」という。)を設けるものとする。</p> <p>第 2 項～第 6 項 (略)</p> <p>第 43 条～第 47 条 (略)</p> <p>附 則 第 1 条～第 13 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">地方公共団体金融機構定款</p> <p>第 1 条～第 41 条 (略)</p> <p>(地方公共団体健全化基金)</p> <p>第 42 条 機構は、地方債の利子(住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業として総務省令で定めるもの及び地方財政法第 5 条ただし書の規定により起こす地方債以外の地方債のうち総務省令で定めるものに係る法第 28 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 2 項の規定による資金の貸付けに係る利子をいう。以下この条及び次条において同じ。)の軽減に資するために、地方財政法第 32 条の 2 の規定による納付金(以下この条において「納付金」という。)を積み立てるための基金(以下「地方公共団体健全化基金」という。)を設けるものとする。</p> <p>第 2 項～第 6 項 (略)</p> <p>第 43 条～第 47 条 (略)</p> <p>附 則 第 1 条～第 13 条 (略)</p>

役員報酬の改定について

令和7年人事院勧告の内容を基本としつつ、出資者である地方公共団体の動向を踏まえ、以下の通り改定。

1. 官民較差等に基づく給与水準の改定

イ 俸給月額を平均2.8%の引上げ(令和7年4月給与から遡及適用)

役 職	現 行	改定後
理事長	1,191,000 円	1,224,000 円
副理事長	1,049,000 円	1,078,000 円
理事	829,000 円	852,000 円
監事	772,000 円	794,000 円
非常勤役員	201,000 円	207,000 円

ロ 期末・勤勉手当の支給月数を0.05月引上げ(令和7年12月賞与から遡及適用)